6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
［略］	［略］	［略］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　［略］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）、第十条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
［略］	［略］	［略］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［略］

［2　略］

3　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
	前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハ	［略］
［略］	［略］	［略］

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　略］

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号ホ	第十一条第一項第一号ホ
［同上］	［同上］	［同上］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　［同上］

2　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号ホ	第十一条第一項第一号ホ
［同上］	［同上］	［同上］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
	前項第一号ロからニまで並びに第二号ロ及びハ	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］